

公表第2号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 田中俊博（平成28年12月31日退任）、同 中島年隆（平成29年1月1日就任）、同 塙 秀二、同 原口和人 及び 同 藤林詠子が実施したものです。

平成29年2月22日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
総合政策部	総合政策課、創生戦略推進室、シティプロモーション課、移住定住促進センター、広域行政推進課、財政課、行財政改革推進課、広報課、東京事務所	平成28年10月21日 ～平成29年1月31日	1	1
市民文化部	総務、税収納推進課、市民税課、資産税課、市民課、耳納市民センター、筑邦市民センター、上津市民センター、高牟礼市民センター、千歳市民センター、文化振興課、生涯学習推進課、文化財保護課、体育スポーツ課、中央図書館 〈久留米シティプラザ〉(以下の各課を含む) 総務課、舞台技術課、施設運営課、事業制作課		4	1
子ども未来部	総務、子ども政策課、白峯子育て支援センター、善導寺子育て支援センター、田主丸子育て支援センター、子ども支援課、子ども施設事業課、白峯保育園、善導寺保育園、田主丸保育所、家庭子ども相談課、青少年育成課、幼児教育研究所		3	1
固定資産評価審査委員会		平成28年10月21日 ～平成29年1月31日	0	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成28年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【総合政策部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔臨時職員等賃金支給事務〕

遅刻又は早退による欠勤時間数の算定を誤り、支払額に過不足が生じているものがある。

意 見

《事務監査》

平成29年度中の財務書類の公表に向けて、新地方公会計制度に係る仕組みや情報の整理が進められている。この制度の導入に伴い、保有する資産や負債等の状況を含めた本市の財政の全体像が適切に示されることが期待される。

また、当制度は、公共施設総合管理基本計画の具体化にも反映させ、さらに、公営企業も含む全施設に係る、より高次のマネジメントを可能とするツールとなるものと思われるため、効果的な活用を図ることのできる職員層の育成にも取り組まれたい。

【市民文化部】

指 摘 事 項

《事務監査》

〔行政手続事務〕

施設使用の許可や入場の制限などの規定を設けた条例等に関する久留米市行政手続条例に基づく手続（審査基準や処分基準の設定等）が行われていないものがある。

《財務監査》

〔現金取扱事務〕

歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日までに金融機関に払い込まなければならないとされているが、施設使用料などを遅れて払い込んでいるものがある。

〔契約事務〕

- 1 物品製作等に係る業務委託において、約款で定めた書面による変更指示や協議内容の記録がされておらず、変更契約の手続もされていないものがある。
- 2 施設の備品運搬に係る業務委託において、何を運搬させるか明確に示した仕様書を作成しないまま、契約に係る事務が行われているものがある。

意見

《事務監査》

久留米シティプラザでは、開館初年度の事業運営及び施設管理等に当たり、多大な努力が重ねられている反面、職員には相当の業務負担が及んでいる事情がうかがわれる。

次年度以降に向けた円滑な運営のための基盤が構築されるよう、スタッフの育成と体制の整備や施設の有効活用と安全管理対策の確立に努められたい。また、事業内容に関しては、市街地活性化のため商店街の主体的な動きにつながるような取組にも期待したい。

【子ども未来部】

指摘事項

《事務監査》

〔防災対策事務〕

幼児教育研究所が入居している複合的な施設は、消防法等により施設全体としての消防訓練を年2回以上実施すべきであるが、年1回しか行われていない。

《財務監査》

〔時間外手当等支給事務〕

週休日に開催された研修の職員派遣において、休日の振替又は時間外勤務命令などの措置がなされず、その上、研修負担金を受講者が立替払いをしているものがある。

〔物品管理事務〕

本市に寄附を受け、保育所に配置されたピアノについて、備品登録がされていないものがある。

意見

《事務監査》

本市では、年々増加する保育所への入所希望に対応するため、保育所等の施設整備を進め、定員拡大を図っているが、保育士不足などにより待機児童は増えている。

待機児童解消のためには、必要な保育士を確保することも重要であることから、処遇改善や柔軟な働き方の検討と併せて、潜在保育士の掘り起こしや保育士の職場復帰支援といった取組等について、引き続き確実に実施してもらいたい。